

## 第2編 津波対策編



## 《津波対策編 目次》

第1章 計画の方針等 .....	1
第1節 計画の目的等 .....	1
第2節 津波警報等の種類及び津波情報 .....	1
第2章 津波被害想定 .....	4
第3章 津波予防対策 .....	5
第1節 津波防災教育・訓練 .....	5
第2節 津波避難体制の整備 .....	5
第3節 津波避難場所等の指定 .....	7
第4章 応急活動体制 .....	8
第1節 活動体制 .....	8
第2節 警備・交通規制 .....	8
第3節 水・食料・物資・輸送対策 .....	8
第4節 その他の対策 .....	9
第5章 津波情報の収集及び伝達 .....	10
第1節 津波警報等及び津波情報の収集 .....	10
第2節 津波警報等及び津波情報の伝達周知 .....	10
第3節 津波来襲のおそれがある場合の措置 .....	14
第6章 津波避難対策 .....	15
第1節 避難誘導態勢 .....	15
第2節 避難指示（緊急） .....	15
第3節 防災機関等の役割 .....	17
第4節 その他の避難対策 .....	18



# 第1章 計画の方針等

## 第1節 計画の目的等

この計画は、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波災害等を教訓に、津波による被害を軽減し、津波対策を計画的に推進するために定めるものとする。

なお、この計画に定めのない対策は、震災対策編に準ずるものとする。

## 第2節 津波警報等の種類及び津波情報

この計画における津波警報等は、気象庁本庁が気象業務法に基づいて発表する次の各号に定めるものとする。

### 1. 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位（大島町は「伊豆諸島」に属する。）で発表している。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。津波警報等とともに発表される予想津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さは定性的表現で発表される。

予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模が確定され、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報が発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(標記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
-------	---	---------------------------	--------	---

(注) 津波の高さとは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(留意事項)

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容が更新される場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等は解除される。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断された場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除される場合がある。

## 2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。津波情報の種類と発表内容等は次のとおりである。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報 (※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報 (※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ② 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考

慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

（注）沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

### 3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

## 第2章 津波被害想定

町は、平成24年7月に中央防災会議が公開した「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」を踏まえ、大津波警報、津波警報、津波注意報の3段階に対応した津波浸水高（避難目標ライン）を設定した。

津波警報と津波注意報については、発表基準となる津波の高さを基本として津波の遡上と満潮位を考慮して避難目標ラインを設定した。

また、大津波警報については、内閣府及び東京都が予測した南海トラフ巨大地震及び元禄地震による地区別の最大の津波高を抽出し、津波の遡上と満潮位を考慮して避難目標ラインを設定した。

### ○津波浸水高（避難目標ライン）の設定要領

段 階	設 定 式
大津波警報	各地区の最大津波高 × 2 <sup>※2</sup> ⇒ (5 mごとに切り上げた値) <sup>※4</sup>
津波警報	3 m <sup>※1</sup> × 2 <sup>※2</sup> + 1 m <sup>※3</sup> = 7 m ⇒ 10 m <sup>※4</sup>
津波注意報	1 m <sup>※1</sup> × 2 <sup>※2</sup> + 1 m <sup>※3</sup> = 3 m

※1 津波警報、津波注意報の基準値（予想される津波の高さ）

※2 遡上高の増分（津波の高さに対する割増係数）

※3 満潮位時の増分

※4 安全側を考慮した増分（5 m単位で切り上げ）

## 第3章 津波予防対策

項目	町担当	関係機関
第1節 津波防災教育・訓練	防災対策室、住民課、福祉けんこう課、観光産業課、教育文化課、消防本部	都（大島支庁舎）、大島警察署、消防団、各防災関係機関
第2節 津波避難体制の整備	防災対策室、住民課、福祉けんこう課、建設課、観光産業課、教育文化課	社会福祉施設、学校、保育所、病院等
第3節 津波避難場所等の指定	防災対策室	

### 第1節 津波防災教育・訓練

#### 1. 方針

レジャーや海水浴など、島しょ地域は夏期シーズンに限らず海に接する機会を求めて多くの観光客が訪れる。また、地域住民は普段の生活の一部として海に接し、海からの恵みを得ている。

町及び関係機関は、地域住民に限らず、島を訪れる観光客等に「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるような津波防災意識の啓発を積極的に行うものとする。

#### 2. 津波防災教育

地域住民に対し、津波警報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。

- (1) 町（防災対策室）は、大島町津波避難マップの普及に努め、地域住民や観光客等に対して、津波への対応や避難の方法、避難所等の周知を行う。
- (2) 町（防災対策室、住民課、福祉けんこう課、観光産業課、教育文化課、消防本部）は、家庭、学校、保育所、地域社会（自主防災組織などの住民組織等）、消防組織、警察組織、各防災関係機関、社会福祉施設、事業所等における津波防災教育を推進する。

#### 3. 津波訓練

町（防災対策室）は、大島町津波避難計画に基づき、防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、事業所等が一体となって、津波警報等授受伝達、避難誘導、避難等を行う実践的な訓練の企画を実施するものとする。

また、訓練結果を検証し、大島町津波避難計画に反映させるものとする。

### 第2節 津波避難体制の整備

#### 1. 要配慮者・避難行動要支援者等の対策

##### (1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

町（防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備に当たって、津波避難を想定した支援体制を確保する。

取組内容は、震災対策編 第2部 第2章 第9節「避難行動要支援者への対策」による。

## (2) 施設管理者の対策

町(防災対策室、住民課、福祉けんこう課、教育文化課)は、津波避難対象地域内の社会福祉施設、学校、保育所、病院(診療所)等が施設利用者等を円滑に避難させるための津波避難計画の策定を支援する。

また、社会福祉施設、学校、保育所、病院(診療所)等の施設管理者は、津波避難計画を地区防災計画として町防災会議事務局(防災対策室)に提案する。

## (3) 避難誘導環境の整備

町(建設課、防災対策室)は、避難誘導看板や夜間避難に備えた街路灯の設置など、津波避難を円滑にするための環境整備を推進する。

## 2. 観光客等の対策

### (1) 津波避難計画の支援

町(防災対策室、観光産業課)は、観光・宿泊施設等の管理者が観光客等を円滑に避難させるための津波避難計画の策定を支援する。

### (2) 観光客等の啓発

町(防災対策室、観光産業課)、大島観光協会、観光・宿泊施設等の管理者は、観光客等に対して津波警報等を入手するためのスマートフォンの設定やラジオの携帯等を啓発する。また、津波避難場所等を周知するためのチラシの配布やホームページの紹介に努める。

### (3) 避難看板等の設置

町(防災対策室)は、観光客等を津波避難場所等へ円滑に誘導するための避難看板等の設置を推進する。設置に当たっては、外国人に配慮した外国語やピクトグラムの表示に努める。

## 3. 港湾管理者等との調整

町(防災対策室)は、町津波避難計画の検討や見直しに当たり、避難対象地域内の港湾管理者や運航事業者等と津波避難対策の調整を図り、各機関が行う対策の整合性を確保する。

## 4. 事業所の対策

町(防災対策室、観光産業課)は、事業所の管理者が従業員、顧客等を円滑に避難させるための津波避難計画の策定を支援する。

各事業所は、津波避難計画に基づく避難対策を推進する。

## 5. 学校等の対策

町(防災対策室、教育文化課、福祉けんこう課)は、避難対象地域の学校及び保育所の責任者が児童及び園児等を円滑に避難させるための津波避難計画の策定を支援する。

### 第3節 津波避難場所等の指定

町（防災対策室）は、施設管理者との協議、自主防災組織や住民の意見等を踏まえ、津波避難場所等の施設を指定し、必要な整備を推進する。

#### ○津波避難施設の種類と定義

避難施設等の種類	指定基準
指定緊急避難場所 （津波）	津波の危険から安全を確保する高台や施設で、津波避難対象地域（避難目標ライン）の外側にあるものとする。
指定避難所	津波によって住居が被災した住民が一定期間滞在する屋内施設で、津波災害時は避難対象地域（避難目標ライン）の外側の施設とする。
津波避難ビル	現行の耐震基準を満たす鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート構造の建築物で、想定される津波の高さ以上の部分に避難者の受け入れスペースがあるものとする。
避難目標地点	避難対象地域（避難目標ライン）の外へ立退き避難する際の目標となる地点とする。
避難路	安全性や機能性が高く、最短時間で避難路または避難目標地点に到達できる経路とする。

※資料編「資料第41 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（災害事象別）」

## 第4章 応急活動体制

項目	町担当	関係機関
第1節 活動体制	各課	各防災関係機関
第2節 警備・交通規制		大島警察署、都（大島港湾空港管理事務所）
第3節 水・食料・物資・輸送対策	防災対策室、観光産業課、水道環境課	
第4節 その他の対策	各課	

### 第1節 活動体制

津波災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、震災対策編 第3部 第1章「活動体制」に準じて職員の非常配備や災害対策本部の設置等を実施する。

なお、休日、夜間等の勤務時間外に津波警報等が発表された場合、町の職員は配備態勢基準により自動参集し、情報伝達体制を整える。また、宿日直者等が津波警報等を受信した場合は、速やかに防災対策室職員または総務課長に連絡を行う。

### 第2節 警備・交通規制

警備・交通規制は、震災対策編 第3部 第4章「警備・交通規制」に準じて実施する。

なお、津波災害が発生した場合、大島空港は町や防災関係機関の災害応急対策活動または緊急輸送活動が終了するまでは、これらの機能及び定期航空運送事業を除いて閉鎖する。

### 第3節 水・食料・物資・輸送対策

飲料水・食料・生活必需品等の供給及び輸送対策は、震災対策編 第3部 第7章「水・食料・物資・輸送対策」に準じて実施する。

なお、島しょである大島は、船舶を利用した物資輸送が不可欠であるが、津波によって港湾施設等が大きな被害を受けた場合は、長期間にわたり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが予測されるため、次の点に留意して対策を行うものとする。

#### 1. 飲料水の確保

町（水道環境課）は、都（大島支庁）に給水状況を報告し、原水の確保が困難な場合は、都（総務局）に水の供給支援を要請する。

#### 2. 食料・物資の確保

町（防災対策室）は都（大島支庁）と連携し、被害想定による最大の避難者数を基準とした分散備蓄を行い、発災後各家庭の備蓄を含めて1週間程度の物資の確保に努める。

#### 3. 物資の輸送

町（観光産業課）は島外からの調達した物資等の輸送に当たっては、荷役や輸送調整の手間を省き、調達元から避難所等の供給先へワンストップで対応できるよう、物流事業者と連携して臨時便やチャーター便を確保するなど、輸送体制の迅速化、複線化を図るものとする。

都（大島支庁）は町と連携して町内の輸送拠点を把握するとともに、物資の受け入れのための支庁倉庫の活用、輸送用の車両、船舶等の調達等の支援を行う。

#### 第4節 その他の対策

前項までに掲げるものを除く各種災害対策（応援協力・災害ボランティアの確保、医療救護・遺体等の取扱い、ごみ処理・し尿処理・トイレ対策・がれき処理、ライフライン対策、公共施設対策、応急住宅・生活対策、応急教育・応急保育、災害救助法・激甚災害の運用等）は、震災対策編第3部の各章に準じて実施する。

## 第5章 津波情報の収集及び伝達

項目	町担当	関係機関
第1節 津波警報等及び津波情報の収集	災害情報センター	
第2節 津波警報等及び津波情報の伝達 周知	災害情報センター	各防災関係機関
第3節 津波来襲のおそれがある場合の 措置	消防団	

### 第1節 津波警報等及び津波情報の収集

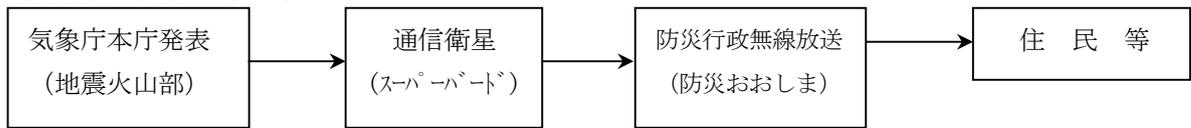
1. 町（災害情報センター）は、津波による被害を軽減・防止するために、地震が発生した場合は震度に関わらず気象庁本庁が発表した津波警報等の情報を迅速・的確に収集し、住民に伝達する。  
また、津波情報に関するFAX等の受信に気づかないことがないように、防災担当者から町長への報告を速やかに行う通信手段、受信経路等を確保しておくものとする。
2. 気象庁本庁が発表した伊豆諸島を対象とする津波警報等及び津波情報を入手した場合のほか、津波に関する異常を発見した者は、別図3「津波に関する異常現象通報系統図」に示すとおり、ただちに大島町役場か各出張所、または大島警察署か各駐在所に通報するものとする。
3. 町（災害情報センター）は、津波警報等が発表された場合、または強い地震の揺れを感じた場合等は、監視カメラ、津波観測機器による津波情報を収集する。

### 第2節 津波警報等及び津波情報の伝達周知

1. 町（災害情報センター）は、気象庁本庁の伊豆諸島を対象とする津波警報等及び津波情報を入手したときは、別図2「津波警報等及び津波情報伝達系統図」に示すとおり、迅速かつ的確に住民及び観光客等ならびに関係機関及び船舶等にいち早く伝達周知するものとする。  
なお、観光客、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対しては、各々の施設管理者等を通じた伝達周知を行うものとする。
2. 地震が発生してから津波が来襲するまでに、時間の余裕がない事態が想定されるため、町（災害情報センター）は、伝達ルートに関係なく最初の警報等に接したときは、ただちに住民等に周知し、避難させるなどの的確な措置を行うため、防災行政無線の自動起動システムとして導入した全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用し、全地区に対し大津波警報・警報・注意報を即時伝達するものとし、その内容等は、別図1「住民等への伝達周知」のとおりとする。また、緊急速報メール（エリアメール）等も併用し、より確実に津波警報等を周知するものとする。

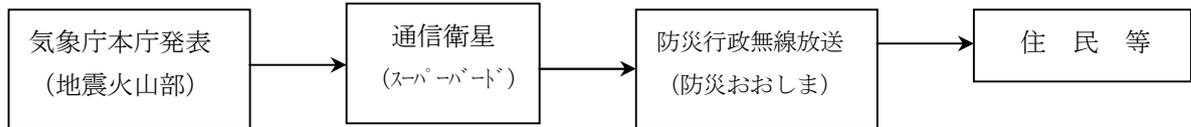
別図1 住民等への伝達周知「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」

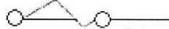
○震度速報（震度4以上）



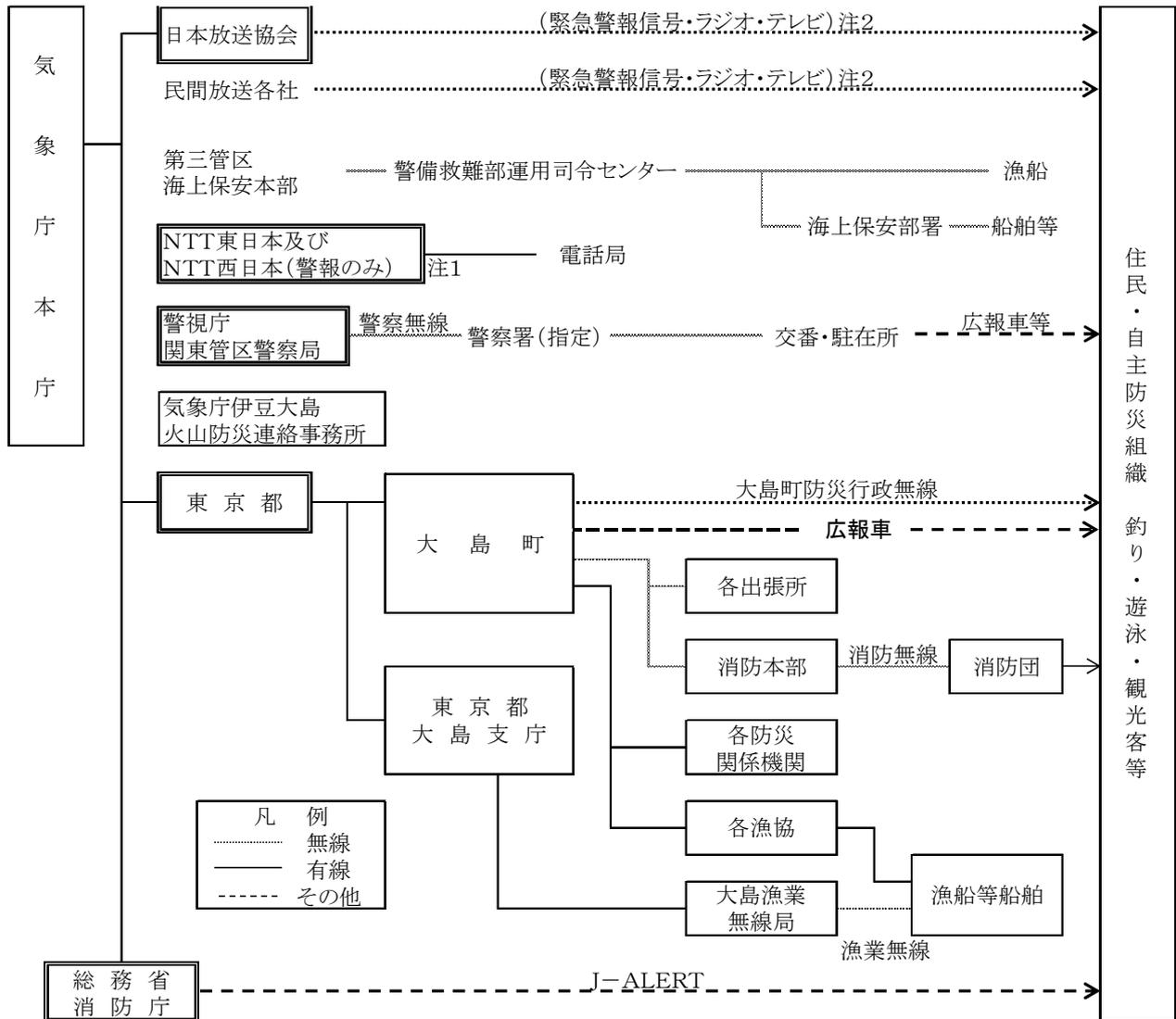
震度区分	放送内容
震度4	(チャイム) こちらは防災おおしまです。只今、震度4の地震が発生しました。火の元を確認し、今後の地震情報に注意して下さい。(チャイム) × 2回
震度5弱	(チャイム) こちらは防災おおしまです。只今、震度5弱の地震が発生しました。火の元を確認し、身の安全を守り今後の地震情報に注意して下さい。(チャイム) × 2回
震度5強	(チャイム) こちらは防災おおしまです。只今、震度5強の地震が発生しました。火の元を確認し、身の安全を守り今後の地震情報に注意して下さい。× 2回
震度6弱	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。只今、震度6弱の地震が発生しました。火の元を確認し、身の安全を守り今後の地震情報に注意して下さい。× 2回
震度6強	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。只今、震度6強の地震が発生しました。火の元を確認し、身の安全を守り今後の地震情報に注意して下さい。× 2回
震度7	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。只今、震度7の地震が発生しました。火の元を確認し、身の安全を守り今後の地震情報に注意して下さい。× 2回

○津波（注意報・警報）



種別	警報名	自動通報の有無	防災行政無線の伝達文	鐘音	サイレン
津波に関する情報	大津波警報 (東日本大震災クラス)	有	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。ただいま大島沿岸に大津波警報が発表されました。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難して下さい。	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
	大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	有	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。大島沿岸に大津波警報が発表されました。海岸付近の方はただちに高台に避難して下さい。		
	津波警報	有	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。大島沿岸に津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
	津波注意報	有	(チャイム) こちらは防災おおしまです。大島沿岸に津波注意報が発表されました。海岸付近の方は十分に注意してください。今後の津波情報に注意してください。	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)

別図2 津波警報等及び津波情報伝達系統図

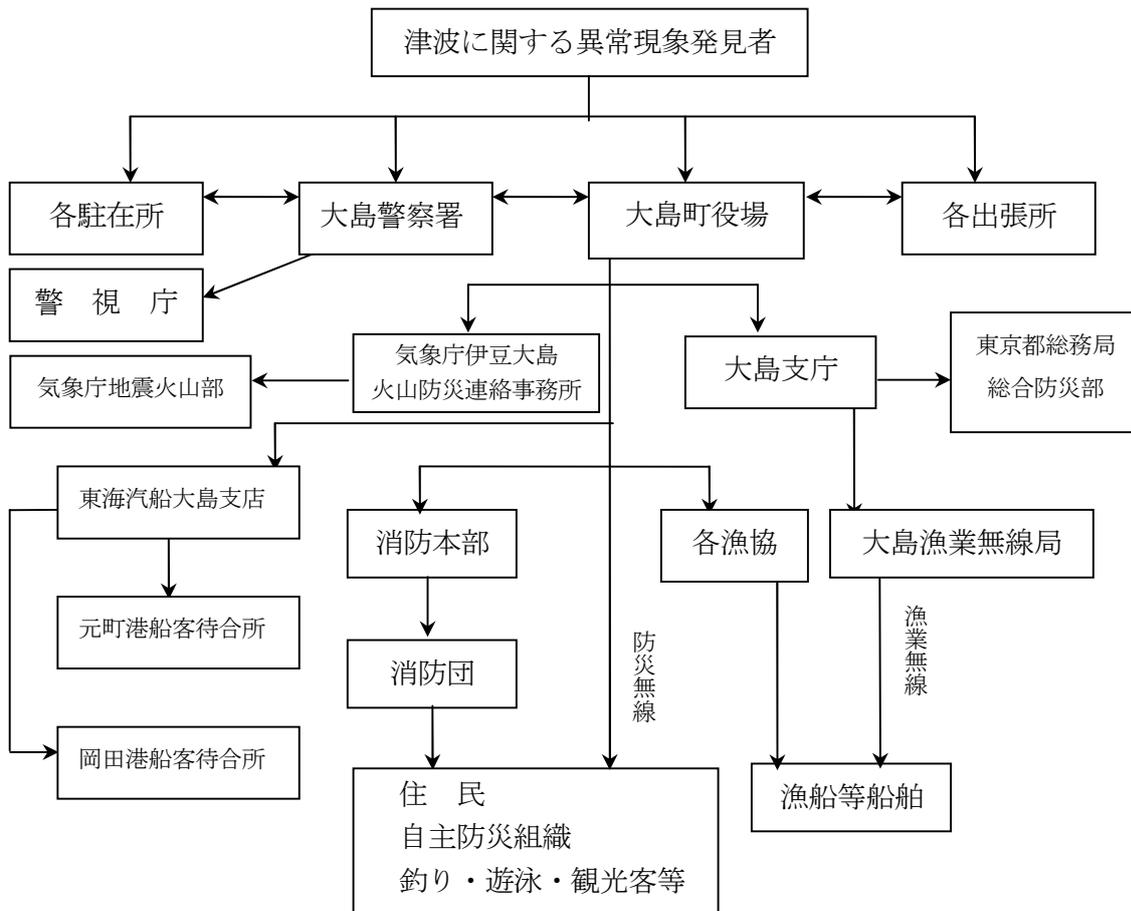


注 1 気象庁本庁から「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT東日本及びNTT西日本」からは、地元電話局を経由して島しょ町村及び都支庁に伝達される。

注 2 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ信号する。

注 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

別図3 津波に関する異常現象通報系統図



### 第3節 津波来襲のおそれがある場合の措置

気象庁本庁から伊豆諸島に津波警報等が発表された場合、強い地震の揺れを覚知した場合、または町長が津波来襲のおそれがあると認めたときは、町長は町職員に指示し、また、消防団長に対し団員の出動要請を行い、高台等の安全な場所での海面監視、ならびに危険地域の警戒・広報を実施させるものとする。

## 第6章 津波避難対策

項目	町担当	関係機関
第1節 避難誘導態勢	災害情報センター	消防団
第2節 避難指示（緊急）	災害情報センター、観光産業課	
第3節 防災機関等の役割	災害情報センター、消防本部	消防団、都（大島支庁、島しょ農林水産総合センター）、大島警察署、漁業協同組合、東海汽船
第4節 その他の避難対策	各課	各防災関係機関

### 第1節 避難誘導態勢

1. 津波は、強い地震（震度4程度以上）や、弱い地震でも長い時間揺れを感じたときに襲ってくる危険がある。また、地震の震源が陸地に近い場合、津波注意報・警報が発表される前に津波が来襲する可能性もある。  
したがって、住民及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）や長い揺れ等を感じたときは、まず避難目標ラインより上側まで避難し、その後、各地区の指定された避難目標ラインより上側の避難所へと避難するものとする。
2. 自主防災組織、消防団、近隣住民等の協力を得て避難行動要支援者を優先的に避難させるものとし、避難する場合は、原則徒歩とするが、状況により車両での避難も可能とする。
3. 危険地域内の危険物（車両等）を安全な場所へ移動させるほか、危険地域への一般車両の立ち入りを禁止するものとする。
4. 津波浸水想定区域内で活動を行っている町の職員や消防団員等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。活動する場合には、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを超過した場合にはただちに退避する。
5. 町本部（災害情報センター）、消防団指揮本部及び団長等は、活動可能時間を超過した場合は、ただちに退避命令を出す。  
また、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、ただちに退避命令を出す。

### 第2節 避難指示（緊急）

1. 津波警報・注意報が発表された場合は、避難の呼びかけを、第5章 第2節「津波警報等及び津波情報の伝達周知」に基づき、全国瞬時警報システムによる防災行政無線放送の自動放送を行うことで島内全域に対して、迅速かつ的確に徹底周知を行うものとする。

2. 停電、通信途絶等で津波警報等を受信できない状況において強い揺れを感じた場合、または揺れが弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合、海面状況の異常を発見した場合は、可能な限り速やかに町長（本部長）の判断により住民等に海浜から退避するよう指示するものとする。
3. 津波警報・注意報が発表されたときは、自動的に住民等に対して避難指示（緊急）を発令するものとする。

○津波避難指示（緊急）の判断基準

判断基準	対象区域	発令時期
大津波警報が発表された場合（自動発令）	町全域（大津波警報避難目標ラインの海側）	自動
津波警報が発表された場合（自動発令）	町全域（津波警報避難目標ラインの海側）	
津波注意報が発表された場合（自動発令）	町全域（津波注意報目標ラインの海側）	
停電、通信途絶等により津波警報等を受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、または、揺れが弱い場合でも1分程度以上の揺れを感じた場合	町全域（大津波警報避難目標ラインの海側）	可能な限り速やかに

なお、遠隔地で津波が発生した場合は、上記の基準に準じた判断を行うとともに、津波到達予想時刻を考慮して発令の時期を判断するものとする。

また、町長（本部長）が不在等で判断できない場合は、次の者が代行するものとする。

○避難指示（緊急）発令の代行順位

第1順位：副町長（副本部長）	第2順位：教育長（副本部長）	第3順位：防災対策室長
----------------	----------------	-------------

4. 町（観光産業課）は、観光客、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等への避難の勧告、指示の伝達等については、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場関係者などの協力が得られるようにしておく。

また、事前に安全な避難場所、避難路等を示した大島町津波避難マップを活用し、住民等に周知徹底を図るものとする。

5. 町長（本部長）は、次の基準により避難指示（緊急）を解除する。

○避難指示（緊急）の解除基準

- |   |
|---|
| ① 当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除されたとき            |
| ② 浸水被害が発生した場合は、津波警報がすべて解除され、かつ、住宅地等の浸水が解消したとき |

### 第3節 防災機関等の役割

各防災機関の役割は、おおむね次のとおりとする。

#### 1. 町

##### (1) 災害情報センター

津波警報等の通報等を受けたときは、ただちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により、住民及び観光客等に周知し、その安全確保に努めるものとする。

##### (2) 消防本部

消防長は、津波注意報・警報が発表され、または津波来襲のおそれがあると認めた場合は、消防本部全職員をもって津波来襲に備えるとともに、災害時における住民及び観光客等の救護にあたり、また消防団との連絡調整にあたるものとする。

##### (3) 消防団

消防団長は、津波注意報・警報が発表され、または津波来襲のおそれがあり、町長から出動要請があった場合は、団員を招集し警戒にあたり、避難勧告及び避難指示（緊急）が発令されたときは、危険地域内の住民及び観光客等への避難支援及び避難誘導にあたるものとする。

#### 2. 都

##### (1) 大島支庁

大島支庁長は、津波注意報・警報が発表され、または津波来襲のおそれがあると認めた場合は、災害に備え東京都災害対策本部条例に基づき適切な措置を講ずるとともに、東京都総務局総合防災部及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

また、警察署及び町ならびに漁業協同組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。

その他、港湾または漁港において、津波災害が発生するおそれがある場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、停泊中の船舶に対して、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとり、港外退避できない小型船に対しては、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達する。

##### (2) 島しょ農林水産総合センター大島事業所

島しょ農林水産総合センター大島事業所長は、大島支庁長から津波注意報・警報の伝達を受け、または津波来襲のおそれがあると認めた場合は、出漁中の漁船に対し漁業無線を利用し速やかに周知するものとする。

#### 3. 大島警察署

大島警察署は、津波注意報・警報が発表され、または津波来襲のおそれがあると認めたときは、ただちに駐在所に伝達するとともに、パトカー等を活用して危険地域の住民及び観光客等に退避するよう広報する。また、状況により、住民及び観光客等に対して、避難誘導及び避難指示を行うものとする。

#### 4. 漁業協同組合

各漁業協同組合長は、常に組合員の出漁先を把握するよう努めるとともに、津波注意報・警報が発表された場合、または津波来襲のおそれがあると認めた場合は、係留中の漁船の安全対策と出漁中の漁民に対し、速やかに周知するよう努めるものとする。

#### 5. 東海汽船

第三管区海上保安本部等から勧告または情報伝達があった場合は、それに従って対処する。

事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限防止を図る。

#### 第4節 その他の避難対策

前項までに掲げるものを除く避難対策は、震災対策編 第3部 第6章「避難対策」に準じて実施する。